

○八潮市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する  
規則

平成24年3月30日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則19・一部改正)

(指定の申請)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の規定による申請は、指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(平25規則19・一部改正)

(掲示)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(平25規則19・一部改正)

(変更等の届出)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、事業所の名称等の変更にあっては変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止及び再開にあっては廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により行うものとする。

(平25規則19・一部改正)

(公示)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(平25規則19・平30規則46・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(指定等を行うために必要な準備)
- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成25年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の八潮市国民健康保険に関する規則、障害者自立支援法施行細則、八潮市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則及び八潮市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。